

## 事業計画の概要

## 1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

主に日本製鉄㈱九州製鉄所大分地区より発生する産業廃棄物を収集し、自社焼却炉及び産業振興㈱の最終処分場へ運搬する。

## 2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	1 (m <sup>3</sup> /月)	泥状	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
2	廃油	1 (m <sup>3</sup> /月)	液状	同上	同上	同上
3	廃プラスチック類	150 (t/月)	固体	同上	同上	同上
4	ゴム屑	0.1 (t/月)	固体	同上	同上	同上
5	金属屑	0.1 (t/月)	固体	同上	同上	産業振興株式会社 大分市大字西ノ洲地先
6	ガラス屑及び 陶磁器屑	0.1 (t/月)	固体	同上	同上	同上
7	木屑	2 (t/月)	固体	同上	同上	同上
8	がれき類	1 (t/月)	固体	同上	同上	産業振興株式会社 大分市大字西ノ洲地先
9	木屑	2 (t/月)	固体	同上	同上	同上
10	廃プラスチック類	0.5 (t/月)	固体	大分共同火力㈱ 大分共同発電所 大分市大字西ノ洲1番地	同上	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

## 事業計画の概要

## 1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

主に日本製鉄㈱九州製鉄所大分地区より発生する産業廃棄物を収集し、自社焼却炉及び産業振興㈱の最終処分場へ運搬する。

## 2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
11	ガラス屑及び陶 磁器屑	0.01 (t/月)	固体	大分共同火力㈱ 大分共同発電所 大分市大字西ノ洲1番地	該当なし	産業振興株式会社 大分市大字西ノ洲地先
12	木屑	0.1 (t/月)	固体	同上	同上	西ノ洲環境株式会社 大分市大字西ノ洲1番地
13	廃プラスチック類	1 (t/月)	固体	日鉄住金テックスエッジ <sup>®</sup> ㈱ 大分支店 大分市大字西ノ洲1番地	同上	同上
14	廃アルカリ	0.1 (t/月)	液状	市内事業所	同上	同上
15	ばいじん	0.1 (t/月)	固体	同上	同上	産業振興株式会社 大分市大字西ノ洲地先
16	13号廃棄物	0.1 (t/月)	固体	同上	同上	同上
17	燃え殻	0.1 (t/月)	固体	同上	同上	同上
18	繊維くず	0.1 (t/月)	固体	同上	同上	同上
19	紙くず	0.1 (t/月)	固体	同上	同上	同上
20						

備考 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車輛番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブ・オーバ	大分 11 そ 8681	2800	西ノ洲環境㈱	1
2	ダンプ	日本製鉄構内専用車	3500	同上	1
3	回収車	大分 800 す 3777	1600	同上	
4	回収車	大分 800 さ 4646	1850	同上	
5	脱着装置付コンテナ専用車	大分 100 す 5191	3500	同上	1
6	脱着装置付コンテナ専用車	大分 100 す 3163	3400	同上	1
7	ダンプ	日本製鉄構内専用車	2000	同上	1
8	回収車	大分 800 す 2152	2000	同上	
9	キャブ・オーバ	大分 400 そ 3123	2000	同上	1
10	キャブ・オーバ	大分 400 ち 1227	1500	同上	1
11	散水車	大分 800 さ 1609	3600	同上	1
12	バン	大分 130 さ 7550	1000	同上	1
13	ダンプ	大分 400 た 7538	2000	同上	1
14	ダンプ	大分 400 た 7539	2000	同上	1
15	キャブ・オーバ	大分 100 す 3774	2350	同上	1
16	回収車	大分 800 さ 8907	2000	同上	
事務所の所在地		運搬車両一覧 1～12 大分市大字西ノ洲一番地 運搬車両一覧 12～16 大分市向原沖一丁目1番63号			
駐車場の所在地		運搬車両一覧 1～12 大分市大字西ノ洲一番地 運搬車両一覧 12～16 大分市原川3丁目3-1 ※ 付近の見取り図を添付すること			
2. その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
該当無し					

3. 積替施設又は保管施設の概要

該当なし

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

1) 用途（車両）

	車両の名称	自動車登録番号	用途
1	キャブオーバ	大分 11 そ 8681	木屑、がれき類、ガラス屑及び陶磁器屑
2	ダンプ	日本製鉄構内専用車	燃え殻、13号廃棄物、がれき屑、ガラス屑及び陶磁器屑、金属屑
3	回収車	大分 800 す 3777	紙屑、木屑、繊維屑、廃プラスチック類、金属屑
4	回収車	大分 800 さ 4646	同上
5	脱着装置付コンテナ専用車	大分 100 す 5191	紙屑、木屑、繊維屑、廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑及び陶磁器屑
6	脱着装置付コンテナ専用車	大分 100 す 3163	同上
7	ダンプ	日本製鉄構内専用車	木屑、がれき類、ガラス屑及び陶磁器屑
8	回収車	大分 800 す 2152	紙屑、木屑、繊維屑、廃プラスチック類、金属屑
9	キャブオーバ	大分 400 そ 3123	紙屑、木屑、繊維屑、廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑及び陶磁器屑
10	キャブオーバ	大分 400 ち 1227	木屑、がれき類、ガラス屑及び陶磁器屑
11	散水車	大分 800 さ 1609	汚泥
12	バン	大分 130 さ 7550	紙屑、木屑、繊維屑、廃プラスチック類、金属屑、ガラス屑及び陶磁器屑
13	ダンプ	大分 400 た 7538	木屑、がれき類、ガラス屑及び陶磁器屑
14	ダンプ	大分 400 た 7539	同上
15	キャブオーバ	大分 100 す 3774	同上
16	回収車	大分 800 さ 8907	同上

2) 時間（収集運搬） 午前8時～午後5時

3) 休業日 日曜、祝祭日

従業員数内訳

2020年 4月 1日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人			7 人	18 人		6 人	35 人

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 固形で飛散する恐れのあるモノは、飛散防止のため荷台にシートをかける。
- ・ 液状又は泥状の流出の恐れのあるモノは流出防止のためふた付きのドラム缶等に入れる

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(3) その他

—

(独自様式1)

## 取り扱う産業廃棄物のチェック表

住 所 大分市向原沖一丁目1番63号  
西ノ洲環境株式会社  
氏 名 代表取締役 藤澤 幹夫  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

### 1. 管理型産業廃棄物の取り扱い

種 類	管理型産業廃棄物の取り扱い		
	管理型産業廃棄物の種類	含 む	含まない
廃プラスチック類	自動車等破砕物		○
	廃プリント配線板		○
	廃容器包装		○
金 属 く ず	自動車等破砕物		○
	廃プリント配線板		○
	廃容器包装		○
	鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの		○
	鉛製の管又は板であつて不要物であるもの		○
ガラスくず及び 陶磁器くず	自動車等破砕物		○
	廃容器包装		○
	廃ブラウン管 (側面部に限る)		○
	廃石膏ボード		○

- ・自動車等破砕物 : 自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具若しくはこれらのものの一部の破砕に伴つて生じたものをいう。
- ・廃プリント配線板 : 鉛を含むはんだが使用されているものに限る。
- ・廃容器包装 : 固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるもの(別表第5の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入し又は付着したことがないものを除く。)

#### \*別表5の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、6価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン

### 2. 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種 類	含 む	含まない
石綿含有産業廃棄物	○	

- ・工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)

### 3. 汚泥の取り扱い

種 類	区 分	含 む	含まない
汚 泥	有機汚泥	○	
	無機汚泥	○	

- ・有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥(動植物性残渣)、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。
- ・無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃汚水からの無機質のみの汚泥である。代表的なものとしては、赤でい、けい藻土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる汚泥がある。

#### 4. 水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種類	含む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物		○

次の①～③の製品が産業廃棄物となったもの

- ① 「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号) 第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品のうち、①表 A, B の製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品 (①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)
- ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

製品	判別方法	水銀回収義務
一次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気が開いているもので、且つ国内メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
蛍光灯(※)		
直管形・環形、角形、コンパクト形	(品番が「F」で始まるものを含むすべてのもの)	
電球形蛍光灯	(品番が「EF」で始まるものを含むすべてのもの)	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」※1)を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)	日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」※1)を参照。	
農薬	包装等に成分の表示あり、昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、温度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、量力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	○
液柱形圧力計、弾性圧力計(※)※2、圧力伝送器(※)※2、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※)	目盛板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。	○
温度定値セル	説明書の記載を参照。	
顔料(※)	名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※)	特異品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計	特異品のため水銀含有は自明。	○
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロサルを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキョクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり、名称からも判別可能。	
塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	専制法に基づき包装等に成分の表示あり。	

注1 日本照明工業会「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 <http://www.jlma.or.jp/kankyosaijigin/kygo.htm#hu>  
 注2 ダイアフラム式のものに限る。

  

製品	判別方法	水銀回収義務
スイッチ及びリレー(※)	目視で金属水銀の封入が確認可能なものがある。	○

#### 5. 水銀含有ばいじん等の取り扱い

種類	含む	含まない
水銀含有ばいじん等		○

**水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)**

**水銀含有ばいじん等の対象**

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、銕さい、ばいじん、汚泥	水銀 <sup>≧</sup> を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 <sup>≧</sup> を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 <sup>≧</sup> を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀 <sup>≧</sup> を1,000mg/L以上含有するもの

注 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

(様式1)

## 事業概要書(処分)

事業計画の概要を記載した書類

### 1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

搬入した産業廃棄物の内、無機汚泥、有機汚泥及び廃油はスラッジ焼却炉にて、ガラス屑及び陶磁器屑、廃プラスチック、紙屑、木屑、繊維屑、ゴム屑及び金属屑は、廃プラスチック炉にて中間処理(焼却)する。処理後の廃棄物については、もえ殻は直接最終処分業者(管理型埋立)へ、ばいじんは薬剤にて無害化処理後、最終処分業者(管理型埋立)へ委託処分する。

### 2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の 種類	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	1 (m <sup>3</sup> /月)	液状	日本製鉄㈱九州製鉄所大分 大分市大字西ノ洲一番地	焼却	産業振興㈱(最終処分場) 大分市西ノ洲地先
2	廃油	60 (m <sup>3</sup> /月)	同上	同上	同上	同上
3	廃プラスチック類	100 (t/月)	固形	同上	同上	同上
4	木くず	10 (t/月)	同上	同上	同上	同上
5	ゴムくず	0.02 (t/月)	同上	同上	同上	同上
6	ガラスくず及び 陶磁器くず	0.02 (t/月)	同上	同上	同上	同上
7	金属くず	0.02 (t/月)	同上	同上	同上	同上
8	繊維くず	0.02 (t/月)	同上	同上	同上	同上

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(様式1)

## 事業概要書(処分)

事業計画の概要を記載した書類						
1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)						
搬入した産業廃棄物の内、無機汚泥、有機汚泥及び廃油はスラッジ焼却炉にて、ガラス屑及び陶磁器屑、廃プラスチック、紙屑、木屑、繊維屑、ゴム屑及び金属屑は、廃プラスチック炉にて中間処理(焼却)する。処理後の廃棄物については、もえ殻は直接最終処分業者(管理型埋立)へ、ばいじんは薬剤にて無害化処理後、最終処分業者(管理型埋立)へ委託処分する。						
2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等						
	(特別管理)産業廃棄物の種類	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
9	廃プラスチック類	150 (t/月)	固形	(株)大総 大分市大字広内字論ヶ道 213 番	焼却	産業振興(株)(最終処分場) 大分市西ノ洲地先
10	廃プラスチック類	50 (t/月)	同上	(有)グイ-環境開発 大分市大字片島 2995 番地の 5	同上	同上
11	廃プラスチック類	10 (t/月)	同上	井上化学工業(株) 大分市豊海 5 丁目 4 番 6 号	同上	同上
12	廃プラスチック類	5 (t/月)	同上	リマテック九州(株) 白杵市字上坪 906 番地	同上	同上
13	紙くず	5 (t/月)	同上	日田産廃(有) 日田市上城内町 1284-1	同上	同上
14	廃プラスチック類	1 (t/月)	同上	(株)環境整備産業 大分市大字下部 3260 番地の 10	同上	同上
15	廃プラスチック類	1 (t/月)	同上	大分共同火力(株)大分共同発電所 大分市大字西ノ洲一番地	同上	同上
16	木くず	0.1 (t/月)	同上	同上	同上	同上
備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。						

(日本工業規格 A列4番)

(様式1)

## 事業概要書(処分)

### 事業計画の概要を記載した書類

#### 1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

搬入した産業廃棄物の内、無機汚泥、有機汚泥及び廃油はスラッジ焼却炉にて、ガラス屑及び陶磁器屑、廃プラスチック、紙屑、木屑、繊維屑、ゴム屑及び金属屑は、廃プラスチック炉にて中間処理(焼却)する。処理後の廃棄物については、もえ殻は直接最終処分業者(管理型埋立)へ、ばいじんは薬剤にて無害化処理後、最終処分業者(管理型埋立)へ委託処分する。

#### 2. 処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等

	(特別管理) 産業廃棄物の 種類	処分量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
17	廃プラスチック類	1 (t/月)	固形	TOTO 777777(株)大分工場 大分市大字屋山 300 番地	焼却	産業振興(株)(最終処分場) 大分市西ノ洲地先
18	廃プラスチック類	1 (t/月)	同上	㈱大分クリーンサービス 大分市大字小池原 1400 番地の 13	同上	同上
19	廃プラスチック類	1 (t/月)	同上	日鉄テクノエンジニア(株)大分支店 大分市大字西ノ洲一番地	同上	同上
20	木屑	0.5 (t/月)	同上	同上	同上	同上
21	廃プラスチック類	0.5 (t/月)	同上	鶴崎海陸運輸(株)昭電事業部 大分市大字中の洲 2 番地	同上	同上
22	廃アルカリ	0.01 (t/月)	液状	㈱大分テクノエンジニア-日本製鉄構内事業所 大分市大字西ノ洲一番地	同上	同上
23						
24						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。